

開成町議会インターンシップ実施要綱

制定 令和7年4月18日

選挙権年齢や成人年齢の引き下げに伴い、若い世代が地域社会への理解を深め、社会や政治に参画する力を育み、主権者意識を醸造することが求められています。その一方で、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が全国的に高まっているという現状があり、このことは、住民自治の根幹に関わる深刻な問題といえます。

このような社会的課題に対して、開成町議会において学生及び生徒に対するインターンシップを実施することにより、議会における就業体験や議員との意見交換等を通じて、自らの職業意識や主権者意識を向上させるとともに、学生及び生徒の議会及び議員活動に対する関心や理解を深め、主体的に地域社会や政治に関わる姿勢を身に付けます。

また、議会及び議員並びに議会事務局としても、新たな視点から意見や疑問を学生及び生徒から受けることにより、これまでの活動や取組を再考・改善し、よりよい町運営に活かしていくことができる契機となります。

以上のことから、開成町議会において学生及び生徒に対するインターンシップを実施することとします。

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、開成町議会（以下「議会」という。）が行うインターンシップに関する基本的事項について定める。

(インターンシップの目的)

第2条 議会が行うインターンシップは、学生及び生徒に対して議会における就業体験の機会を与えることにより、学生及び生徒の就業意識の向上並びに議会及び町政に対する理解を深めることを目的とする。

(インターンシップの対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専門学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

(インターンシップの内容)

第4条 インターンシップの実習（以下「実習」という。）においては、議会本会議及び議会運営委員会その他の委員会について開成町議会事務局（以下「事務局」という。）が担う事務に学生等が携わることを主な内容とし、詳細については別に定める。

(インターンシップの受入手続等)

第5条 議会におけるインターンシップへの参加を希望する学生等は、開成町議会議長（以下「議長」という。）に対して、実習の申込みを行うものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、別に定める推薦書を第3条に定める学校が提出することにより、実習の申込みを行うことができる。
- 3 議長は、第1項の規定により学生等から実習の申込みがあったときは、議会における

業務執行に支障がないことに留意して、実習を受ける学生等を選考し、受入れの可否を学生等に通知する。

- 4 議長は、第2項の規定により学校から実習の申込みがあったときは、議会における業務執行に支障がないことに留意して、当該推薦により実習を受ける学生等を選考し、受入れの可否を学校に通知する。

(報酬等)

第6条 議会及び開成町は、実習の受入れを決定した学生等(以下「実習生」という。)に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

(実習生の服務)

第7条 実習生に対しては、開成町職員としての身分を付与しないものとする。

- 2 実習生は事務局職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
- 3 実習生は、実習期間中は、事務局職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。
- 4 実習生は、議会及び開成町の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 5 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

(外部への発表等)

第8条 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する等の場合には、事前に議長の承認を得るものとする。

(実習中における事故責任等)

第9条 実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中における事故に関しては、実習生は自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により議会又は開成町に損害を与えたときは、実習生は、議会又は開成町に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害に関しては、議会及び開成町は一切の責任を負わない。

(災害補償等)

第10条 実習生の議会における実習期間中及び実習先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、議会及び開成町はその責任を負わない。

(実習生の提出書類等)

第11条 実習生は、この要綱の規定を遵守すること等を誓約するため、議長に対して誓約書を提出しなければならない。

- 2 実習生は、議長に対して傷害保険の加入を証明する書類の写し及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 実習生は、実習において課題の提出や意見の発表を積極的に行うとともに、議長からインターンシップの感想等について求めがあったときは、これに応じるものとする。

(実習の中止又は変更)

第12条 議長は、実習生がこの要綱の規定に違反する行為を行ったときは、当該実習生の実習を中止することができる。

2 議長は、台風等の天候不順や天災等の発生により実習の実施が困難となるおそれがあると判断したときは、実習を中止し、又は変更することができる。この場合、議長は、速やかに実習生にその旨を通知するものとする。

(その他別に定める事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、議会が行うインターンシップに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。